

マイナンバーで“言い値”

天下り法人に124億円超

20政令市が業務委任

しんぶん赤旗 2016年11月9日(水)

マイナンバー制度の運用を一手に担い、多額の税金が注ぎ込まれながら、運営の不透明さが指摘されている総務省の“天下り法人”「地方公共団体情報システム機構」(J-LIS)。全国20の政令市だけで同機構に2014、15年度の2年間で支払った業務委任などの負担金が、少なくとも124億円にのぼることが8日、わかりました。(井上拓大、桑野白馬、矢野昌弘)

本紙と党市議団が調査

同機構への自治体負担金の一端が明らかになったのは初めて。20政令市の日本共産党市議団と本紙の調べで判明しました。

同機構は、国民一人一人が持つ個人番号の生成(作成)、通知カードや個人番号カードの発行などを行う唯一の機関です。

自治体がマイナンバーを利用するには、同機構と業務委任の契約を結び、税金を原資とした「負担金」を払うこととなります。今年1月に始動したマイナンバーですが、同機構ではシステムトラブルが続発。番号カードの発行遅れなどが頻発しています。

今回、判明した全20政令市の負担金(15年度分は一部予定額も含む)で額が大きいものは、横浜市の14億9800万円余、大阪市の14億円余をはじめ、名古屋市の約12億円などとなっています。制度の運用が始まった15年度の支出が大半を占めます。

支出の名目は、「通知カード・個人番号カード関連業務等に係る負担金」「中間サーバー(設計・構築負担金)」など。委任する相手が同機構だけのため、同機構の“言い値”を払う格好です。

同機構は、常勤の理事4人のうち2人(副理事長、理事)が総務省の出身者で占めます。情報公開法の対象外となっており、発注先の手電機メーカーなどとの契約金額などすべてを明らかにしていません。そのため、その負担金が妥当か、検証することは不可能です。

マイナンバー制度は、今後、利用範囲の拡大が予定されており、そのたびに、多額の国民負担が強えられることは必至です。

政府、年金機構のマイナンバー利用了承

日経新聞 2016/11/8

政府は8日の閣議で、日本年金機構のマイナンバー利用を了承する政令を閣議決定した。昨年の年金情報流出を受けて利用が延期されていた。早ければ来年1月から取り扱いを始める。他の行政機関との情報連携の解禁は引き続き延期となる。

年金加入者が年金事務所に相談に出向いたときに、これまでは年金手帳を持参する必要があったが、マイナンバーカードで手続きができるようになる。他の行政機関との情報連携が解禁されれば、手続きの際に住民票などの添付書類が省略できるメリットがある。

年金機構、マイナンバー利用へ＝来年1月から

時事通信 2016/11/08

政府は8日の閣議で、日本年金機構による社会保障と税の共通番号（マイナンバー）の利用を来年1月から認める政令を決定した。個人情報流出問題を受けて利用開始を延期していたが、同機構がサイバー攻撃への対応を強化したことを踏まえた。

この政令により、来年1月以降、基礎年金番号に加えマイナンバーを使った年金相談も行えるようになる。マイナンバーを活用した機構と他の行政機関の情報連携を始める時期は2018年ごろになる見通しで、年金受給申請の手続きなどが簡素化できる。

機構では昨年5月、職員の端末がサイバー攻撃を受けて約125万件の個人情報流出。同年9月に成立した改正マイナンバー法ではこれを受けて、機構によるマイナンバー利用の延期を盛り込んだ。今回、監督官庁の厚生労働省などが、機構の体制強化を確認し、利用を認めることにした。(2016/11/08-12:44)

「年金計算ミス報道」に厚労省が反論も矛盾点アリ

※週刊ポスト 2016年11月18日号

「年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準の確保を図る」——11月2日の衆院本会議で塩崎恭久・厚生労働相はそう語り、現在年金をもらっている高齢者の受給額引き下げを可能にする「年金減額法案」が審議入りした。

その前日、厚労省年金局から本誌・週刊ポスト前号記事に対する抗議文が届いた。前号では、年金計算のコンピューターには、同じ給料でも、「64歳11か月」で会社を退職した

人の厚生年金の支給額が、「64歳10か月」で退職（保険料支払いは1か月少ない）した人より減額されるという問題が隠されていたことを報じた。

年金受給者が年金事務所のオンラインで算定された年金見込額と、年金コンピューターが出した厚労大臣名の年金決定額が違うことから“プログラム・ミス”に気づいて説明を求めたところ、厚労省・日本年金機構は法令の解釈を変えて「大臣決定額が正しい」と主張した。

納得できない受給者が提訴し、東京地裁は〈不合理な法解釈により不利益が生じるのは、その額の大小にかかわらず看過できない〉と判決、国は敗訴し、昨年9月、東京高裁も1審判決を支持した。

これを報じた本誌に、厚労省はこう反論してきた。

〈年金給付システムは、法令解釈に基づき正しい年金額を計算しています。したがって、記事中、「厚労大臣の年金決定額が間違っていた」「年金額を正しく計算していたオンラインのシステムを、年金コンピューターの間違った計算式に合わせる」等とあるのは、事実誤認であり、誤った情報を伝えるものです〉

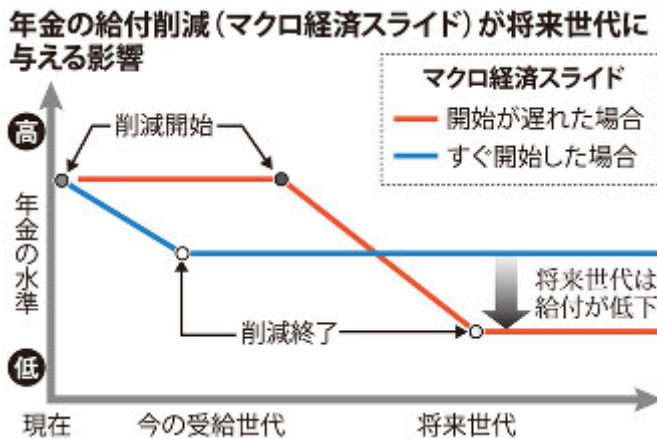
そのうえで同様の減額ケースが争われた2つの訴訟のうち、1つは最高裁で国が勝訴していることを取り上げて、一方の地裁・高裁判決のみ説明するのは〈誤った情報を伝えるもの〉と反論するのだ。

この「64歳11か月の退職者の年金減額」は一見、特殊なケースのように見えるが、本質は年金制度の根幹に関わる疑惑である。

厚生年金は平均給与（標準報酬月額）で決まる保険料が同じであれば、加入期間（保険料支払い期間）が長いほど多くの年金がもらえる制度だと国は説明してきた。ところが、厚労省の年金計算式では、給料は同じでも加入期間が長い人の年金額が少なくなるという逆転現象が起きている。

なぜ加入期間が長い人の方が年金減額されるのか。厚労省がそれを「正しい年金額」というのであれば、その理由を合理的に説明しなければ国民は年金制度を信用できない。

<記者の目>年金改革法案 国会審議入り＝吉田啓志（政治部）



年金制度を巡り、民進党は先祖返りをしているように映る。今国会で審議入りした年金制度改革関連法案を「年金カット法案」と攻撃する様が、実態の伴わない年金改革案を掲げて2009年に政権を得た民主党の姿に重なるからだ。しかし、将来世代の年金を守ることに主眼を置く今回の法案は、検討に値する。だれもが反対したくなるような批判で政争化を狙うのではなく、冷静な議論に立ち返ることを民進党に強く望む。

賃金の下落幅に合わせ給付抑制

「(年金減を)物価か賃金の低い方に合わせるえげつない制度」(井坂信彦衆院議員)「次の衆院選では『年金が下がります』と掲げるべきだ」(玉木雄一郎衆院議員)

今国会で民進党は、政府の年金改革法案に関し、2点を徹底的に批判している。年金の伸びを抑える仕組み(マクロ経済スライド)の強化と、物価より現役の賃金下がった時の新たな年金の扱いだ。物価より賃金の下げ幅が大きい時、今は年金を物価下落分しか下げていないが、法案は賃金の下落幅にそろえて年金を下げる内容となっている。

年金の増減は原則、物価の動きに連動させる。ただ、現役の保険料をお年寄りの年金に回す「仕送り方式」が制度の基本。支え手の先細りを踏まえ、04年の年金改革では約20年間、年金の伸びを物価の伸びより1%程度抑えるマクロ経済スライドの導入が決まった。給付を23年度までじわじわ引き下げ、15%減らした時点でやめる予定だった。

ところが、物価が下落するデフレ時には同スライドを適用しない、との制約が足かせとなった。制度変更以降、物価下落が続き、適用されたのは1度(15年度)だけ。このため、年金水準は1%たりとも削られていない。そこで今回の法案では、デフレでカットできない年の減額分は持ち越し、物価上昇時にまとめて引き下げることにした。

04年改革では、保険料に上限(厚生年金は年収の18.3%)を設け18年度以降は引き上げない「保険料固定方式」も導入した。理論上、今後100年間の年金の保険料収入総額は確定している。一定の給付財源を高齢世代と将来世代が分け合う仕組みなので、年金抑制が遅れるほど若者の年金財政は苦しくなる。逆に、抑制に早く着手するほど将来

世代の給付は改善する。

民進党は「政府案では将来世代の給付も減る」と批判するが、これは違う。お年寄りに痛み分けを求め今の若者の年金を守るのか、お年寄りの年金には手をつけない代わりに将来世代の年金を傷めるのか。焦点は「足元か未来か」の選択だ。

痛みを分け合い将来世代を守れ

年金では、世代間格差が指摘される。よく取りざたされるのが「払った保険料に対し、何倍の年金をもらえるか」。厚生年金で1945年生まれは5・2倍だが、85年生まれ以降は2・3倍といった数値だ。私はこうした議論にはくみしない。年金受給者の中には、若いころカツカツの暮らしの中から年金などない親に仕送りをしてきた人も多い。片や現役世代は、親から手厚い教育費や遺産を受けている人も少なくない。物があふれ、戦中戦後世代の若い時分よりずっと豊かだ。年金だけを取り上げて「若い世代は損」「高齢者は恵まれ過ぎ」と世代間対立をあおるべきではない。

それでも、今回の法案は趣が異なる。物価より現役の賃下げ幅が大きい時に年金も賃金減少率と同じだけカットすれば、確かに年金の価値は若干下がる。ただ、今なお現役の賃金は低迷が続く。若い世代と高齢世代を公平に扱うという点で、一刀両断にすべき案だとは思えない。今のお年寄りに、「孫世代の年金を守るため、少しだけ我慢をしていただけませんか」と問いかけるのは誤りだろうか。

民主党の年金改革案は給付を現役の賃金と人口減少率で調整する仕組みだった。つまり、物価より賃金が下がった場合は年金も下がるはずで、今の政府案と大差ない。民進党の長妻昭元厚生労働相は「民主案の要点は（全額税で負担する）最低保障年金がある点だ」と反論するものの、最低保障額の党内合意はできていない。「年金たたき」で再浮上を狙う民進党の姿は見苦しい。

もちろん、今回の法案を実施するとしても、低年金で暮らすお年寄りへの配慮は不可欠となる。多額の資産を持ち高額の年金を受けている人もいる。高齢世代内の格差は大きく、富裕層への年金課税強化による格差縮小は喫緊の課題だ。今後の低年金防止に向け、厚生年金の適用拡大といった積み残しの宿題にも早急に着手する必要がある。

貧困問題の根っこにある老人の貧困という難題

藤田孝典氏（NPO法人ホットプラス代表理事）

マル激トーク・オン・ダイヤモンド 第813回（2016年11月5日）

若者の貧困や子供の貧困が取り沙汰される時、決まって「悠々自適な年金生活を送る老人たちが、社会保障財源を食いつぶしている」ことにその原因の一端があると指摘されることが多い。

しかし、現実には老人の貧困が、深刻の度合いを増しているという。

今日本の 65 歳以上の人口は約 3400 万人。少なくともその 2 割に当たる約 700 万人が、生活保護水準以下の貧困状態にあるという。貧困老人の数は実際は 1000 万を超えるとの推計もある。

生活保護基準は首都圏では 1 か月あたりの収入が概ね 13 万円以下を意味するが、国民年金からは満額でも 6 万 5000 円程度しか支給されないため、老後を国民年金のみに依存するひとり暮らしの老人の多くが、この所得水準がクリアできていないのだという。

昨年、著書「下流老人」を著わした NPO 法人ホットプラス代表理事の藤田孝典氏は「下流老人」に共通する条件として 3 つの「ない」が存在すると指摘する。それは「収入が少ない」「貯蓄がない」「つながりがいい」の 3 つの「ない」だ。

年金のみに依存している老人の多くは収入が少なく、貯蓄を削って生活するしかない。しかし、平均寿命が男女ともに 80 歳を超える今日、貯蓄はいずれ底を突くことは目に見えている。しかも貧困老人の多くは、家族や地域とのつながりを失って孤立している場合が多いという。

埼玉県で困窮支援の NPO を運営する藤田氏の下にも、毎年 500 人を超える人々が貧困の相談に訪れるが、その約半数が高齢者だという。

老人が貧困に陥る原因は様々だが、中には現役時代に大企業に勤務し、十分な蓄えと年金がありながら、自身の病気や子供の引きこもりなど、想定外の原因で貧困に陥るケースも少なくないという。その意味で、いつ誰が「下流老人」に陥ってもおかしくないのだと藤田氏は言う。

また、高齢者の中には所得が生活保護以下の水準にありながら、生活保護だけは受けたくないという人が多いと藤田氏は言う。生活保護を受けている事実を親類に知られたくないことを理由にする人も多いが、生活保護を受けることを無条件で否定的に捉える傾向も、老人ほど強いのだという。そのため藤田氏の NPO を訪れる老人の多くは、既に健康を害していたり住むところも失うなど、もうどうにもならない状態になった人が多いのだと言う。

「もう少し早い段階で来てくれれば、他に選択肢もあるのですが」という藤田氏は、相談に来た人をまず、藤田氏の団体が運営するシェルターに入れ、生活保護の申請を手伝うところから始めなければならない場合が多いと語る。

これまで日本は社会保障の多くを、退職金や企業年金、社宅といった企業の福利厚生や、家族の相互扶助に依存してきた。そのセーフティネットが破れた今日、公的社会保障の弱さのツケが多くの高齢者に回ってきている。しかし、高齢者の貧困が手当てされなければ、高齢者から若年層への所得移転も実現しない。結果的に若者や子供の貧困も解決されないという意味で、老人の貧困はすべての貧困問題の根っこに横たわる問題となっている。

既に貧困に喘ぐ高齢者に対しては、住宅や医療、介護などの付加的な社会保障が不可欠だ。しかし、社会保障を持続可能なものにするためには、高齢者が簡単に貧困に陥ることがないように制度設計が必要だ。それはちょうど、健康を維持するためのコストの方が、病気になった場合の医療コストよりも遥かに安あがりなのと同様に、貧困を放置すればするほど、社会の負担がより大きくなるのが、さまざまな調査で明らかになっているからだ。

藤田氏は「日本人の多くが、困っている人を見ても助ける必要性を感じなくなっている」ところに、貧困対策が進まない原因があるのではないかと指摘するが、実際、この問題は根深く、その解決も容易ではなさそうだ。

自らが主宰する NPO で日夜、生活困窮者を支援する活動に従事している藤田氏に、深刻化する高齢者の貧困の実態と解決のための可能性を、ジャーナリストの神保哲生と社会学者の宮台真司が聞いた。